

## 中規模小売店舗(店舗面積 200~1,000 m<sup>2</sup>)新設等にかかる届出について(お願い)

商業調整を目的とした大店法が廃止され、平成 12 年に交通、環境問題の調整を目的とした大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」といいます。)が施行されました。この大店立地法は 1,000 m<sup>2</sup>を超える店舗が対象となっております。当然 1,000 m<sup>2</sup>以下の店舗の出店については、大店立地法の届出の必要はございません。

しかし、寝屋川市の商業を考えた場合、中規模小売店舗も大変重要な役割をもっており、平成 25 年 4 月に施行された寝屋川市産業振興条例に伴う商業施策を実施する上で中規模小売店舗の出店状況を把握する必要があります。

つきましては出店予定者の皆様方の協力を得て、中規模小売店舗新設等にかかる出店計画概要書の届出をしていただき、新規出店の情報収集に努め、今後本市の商業行政の推進に役立てて参りたいと考えております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 届出をしていただく中規模小売店舗とは

建物全体の小売店舗面積が 200~1,000 m<sup>2</sup>のものを指します。

店舗面積には、階段や倉庫、バックヤード等は含まれません。しかし、同じ階に複数のテナントが存在するときは、テナント間の共用通路は建物全体の店舗面積に含まれます。

### 届出はどこへ

届出は寝屋川市東大和町 2 番 14 号

寝屋川市立産業振興センターへお願いいたします。

TEL 072-828-0751 Fax072-839-4343

### 出店計画概要書の内容は

施設名称	小売業を営む者の名称及び住所
施設所在地	店舗面積、開店予定日、営業時間、主要販売品目
設置者の名称及び住所	店舗の位置図

年 月 日

# 出店計画概要書

中規模小売店舗（店舗面積 200～1,000 m<sup>2</sup>）

施設名称	
施設所在地	
設置者の名称 住所	
小売業を営む者の名称 住所	
店舗面積	
開店予定日	
営業時間	
主要販売品目	

添付図面 店舗の位置図